平成２５年（フ）第９５号
大阪府岸和田市吉井町１丁目５番２―208号、開始決定時の住所大阪府岸和田市天神山町１丁目４番１―506号
破産者　和田　　学
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２４９号
神戸市垂水区南多聞台６丁目４番206号、従前の住所神戸市須磨区白川台５丁目22番地の４　農住Ｄ―204号
破産者　種村設計こと　種村　文雄
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６号
和歌山県東牟婁郡串本町潮岬3184番地
破産者　勝山　正啓
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第４１７号
広島市安佐北区深川１丁目５番５号、開始決定時の住所広島市安佐北区深川６丁目46番９号
破産者　延岡　　武
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０３７号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目26番１―706号
破産者　藤友　睦躬
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０３号
広島市安芸区中野７丁目48番地７、開始決定時の住所広島市南区宇品海岸３丁目８番41―1002号
破産者　秋山　敏雄
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１号
広島市安佐南区沼田町大字伴8789番地
破産者　松本さおり（旧姓仁井内）
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６号
香川県観音寺市新田町2127番地２
破産者　横山　定由
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第６号
熊本市東区保田窪２丁目１番１号サンテラス保田窪502、申立時の住所熊本県阿蘇郡小国町大字下城248番地の２
破産者　所埜　泰行
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第７号
熊本市東区保田窪２丁目１番１号サンテラス保田窪502、申立時の住所熊本県阿蘇郡小国町大字下城248番地の２
破産者　所埜ゆかり
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第６４号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江4013番地
破産者　榎本　雅己
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７５号
宮崎市田野町甲2952番地１　パトリエ田野Ａ棟102号
破産者　松田　和枝
１　決定年月日　平成25年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４３号
開始決定時の住所北海道富良野市新富町３番24号　アン・ラヴァンド202号室
破産者　大和　孝広
１　決定年月日　平成25年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８号
宮城県石巻市中島字屋敷入畠中10番地、前住所宮城県石巻市蛇田字中埣59番地６
破産者　高橋　　浩
１　決定年月日　平成25年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
茨城県常陸太田市大森町1726番地の58
破産者　市村　　茂
１　決定年月日　平成25年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２９８号
埼玉県春日部市下蛭田176番地11　ローゼンアルト・ノイ201号、申立時の住所横浜市栄区上郷町672番地１　フォレストＣ棟102
破産者　森田　賢一
１　決定年月日　平成25年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７０２号
横浜市瀬谷区竹村町15番地４　マリンコーポＡ―202
破産者　石井　靖子
１　決定年月日　平成25年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７７８号
青森県八戸市沼館２丁目11番15号ファーストハイツ206号、開始決定時の住所横浜市旭区白根町920番地横浜カメリアホスピタル
破産者　上村　麻衣（旧姓岩見）
１　決定年月日　平成25年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部